

令和2年度 4月 新潟市西区農業委員会定例総会 議事録

- 1 開催日時 令和2年4月30日(木) 午後3時00分から3時30分
- 2 開催場所 西区役所 健康センター棟 3階 大会議室
- 3 出席委員 (15人)
 - 1番 (会長) 本間雄一 2番 本間直一 3番 池田一彦
 - 4番 江端美春 5番 大嶋喜芳 6番 梶原政好
 - 7番 高杉隆司 8番 高井利明 9番 原田秀一
 - 10番 松井市雄 11番 岩野惣市郎 12番 鈴木淳子
 - 13番 丸山和秀 14番 渡邊正行
 - 15番 (会長職務代理者) 渡部藤四夫
- 4 欠席委員 なし
- 5 議事日程
 - 第1 議事録署名委員選出
 - 第2 議 事
 - 議案第17号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について
 - 議案第18号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の処分決定について
 - 議案第19号 新潟市農用地利用集積計画の決定について
 - 議案第20号 新潟市西区農業委員会農地移動適正あっせん基準の一部改正について
 - 議案第21号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について
 - 報告事項 新潟市農用地利用配分計画(案)について
 - 報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
 - 報告事項 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について
 - 報告事項 農地法第4条転用届出に関する受理について
 - 報告事項 農地法第5条転用届出に関する受理について
 - 報告事項 農地の転用事実確認に関する照会書について
- 6 農業委員会事務局職員
 - 事務局長 中島 剛 事務局次長 佐藤 清隆
 - 農地係長 五十嵐芳彰 農政振興係長 高橋智恵子
- 7 会議の概要

事務局	<p>これより 4 月定例総会を開催します。 議事日程に従い進めさせていただきます。 本日は、皆さんご出席です。 なお本日の総会は新潟市西区農業委員会会議規則第 4 条の規定により定足数を満たしており、会議は成立しておりますことをご報告します。</p> <p>それでは委員会会議規則第 5 条の規定により、本間会長から議長を務めていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>委員の皆さん、お疲れ様です。 農家にとっては、今は一番仕事が多い、忙しい時です。早いところではもう田植えが始まっています。機械作業の事故には十分注意していただきたいと思います。</p> <p>新型コロナウイルス感染症で、世界中が大変な状況になっています。人類にとってかつてないことだそうですので、この先がどうなっていくのか大変心配しております。緊急事態宣言が 1 か月程度延びるということを政府で検討されているようです。なかなか収拾がつかない状況ですが、今は我慢していくしかないのかなと思っています。</p> <p>今日の会議も一人 1 テーブルにして、なるべく離れた形での審議となりますが、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは早速始めさせていただきます。</p>
議長	<p>それでは、議事録署名委員について、お諮りします。 議事録署名委員は、議長である私に一任いただけますでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>皆さんからご異議がございませんので、1 2 番、鈴木淳子委員、1 3 番、丸山和秀委員を指名します。</p> <p>それでは、議事として提案している案件に入ります。</p> <p>議事の都合上、追加議案の議案第 2 1 号、農地法第 3 条許可申請に関する意見決定について、及び議案第 1 7 号、農地法第 4 条許可申請に関する処分決定について、議案第 1 8 号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願の処分決定について、一括して事務局から説明をお願いいたします。</p>

事務局	<p>始めに案件を地区別にまとめた表を説明しますので、3ページをお開き下さい。</p> <p>4月総会における許可案件は、坂井輪地区、3条許可1件、相続税納税猶予1件、計2件、赤塚地区、4条許可1件、全地区合計3件です。</p> <p>それでは、議案を説明します。</p> <p>50ページ、議案第21号、農地法第3条許可申請に関する意見決定についてです。</p> <p>本案件は、新潟市長許可につき、令和2年4月24日付けで、農地法第3条申請に対して、農業委員会に意見照会があったものです</p> <p>第1地域坂井輪地区です。</p> <p>1号、所在は西区小新で田5筆956㎡について、売買する案件です。申請理由は、経営規模拡大となっております。調査委員会案件です。</p> <p>次に、4ページ、議案第17号、農地法第4条許可申請に関する処分決定についてです。</p> <p>第1地域赤塚地区です。1号、所在は西区谷内で畑10筆1,307㎡について、露天駐車場敷地とするものです。農地区分は第3種農地です。調査委員会案件です。</p> <p>5ページ、議案第18号、相続税納税猶予に関する適格者証明願の処分決定についてです。</p> <p>第1地域坂井輪地区です。1号、所在は西区小新5丁目の市街化区域農地、畑1筆379㎡です。願出人は、西区小新で水稻及び野菜、ビニールハウスで農業経営を行っております。調査委員会案件です。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありましたが、総会前に調査委員会を開催しておりますので、第1地域調査委員長から報告をお願いします。</p>
第1地域調査委員長 (11番)	<p>第1地域調査委員会での調査結果をご報告します。</p> <p>調査案件は、議案第21号、農地法第3条許可申請に関する意見決定について、1件、議案第17号、農地法第4条許可申請に関する処分決定について、1件、議案第18号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願の処分決定について、1件、合計3件です。</p> <p>50ページは、農地法第3条許可申請です。1号は坂井輪地区です。はじめに事務局から概要説明を受けました。</p> <p>申請地は西区小新で、農振農用地内の田5筆、合計956㎡を売買</p>

	<p>する案件です。</p> <p>申請地について、4月10日に現地確認を行った結果、現況は休耕田となっていました。</p> <p>また、申請書をもとに農地法第3条の取得要件を確認したところ、農作業常時従事要件、下限面積要件、全部効率利用要件ともに問題はありませんでした。</p> <p>つづいて、聞き取り調査に移り、代理人から申請地の場所及び面積、申請理由、経営農地面積について、申請書のとおり相違ない旨、確認しました。</p> <p>譲受人は、申請地から車で15分程度の場所に居住し、賃貸借により受託していた農地について、譲渡人から売買の申し入れがあり、買い受けることになったとのことでした。</p> <p>次に、作付予定作物、機械の所有状況、通作距離、農作業への従事状況についても確認しました。</p> <p>委員長から、所有する農地で違反転用や作付けせずに荒らしている箇所はないかとの質問があり、代理人から、どちらも無いとの回答がありました。</p> <p>地元委員から、譲受人は稲作、畑作とも意欲的に営農に取り組んでいる。ただ、申請地は天候によっては水が上がりやすく耕作しにくい。また、新たな工業団地の建設用地に挟まれた場所のため、違反転用にならないよう、耕作管理するようとの意見がありました。</p> <p>調査内容をもとに、参集委員により協議した結果、調査委員会としては問題ない、許可として意見決定すべきと判断しました。</p> <p>最後に、事務局から教示事項として、農地としてしっかり耕作するよう説明を行い、調査を終えました。</p> <p>4ページは、農地法第4条許可申請です。1号は赤塚地区です。はじめに事務局から概要説明を受けました。</p> <p>申請地は西区赤塚ほかで、市街化調整区域の畑10筆、合計1,307㎡を露天駐車場敷地とする案件です。</p> <p>申請理由について、申請者が露天駐車場として転用し、子が経営する法人に従業員用駐車場として貸す計画であるとのことでした。</p> <p>申請地について、4月10日に現地確認を行った結果、現況は砂利敷きの駐車場となっていました。</p> <p>申請書に添付された顛末書によると、申請地は平成15年10月から露天駐車場として使用されており、本来、農地法の許可を得てから転用すべきところ、法令の理解不足から無断転用となっている状況で</p>
--	--

	<p>あるとのことです。</p> <p>今回の申請が許可されれば、結果として無断転用の状況が解消されることとなります。</p> <p>申請書をもとに転用理由、事業概要を確認し、事務局で行った指示内容、現地調査の結果により、現時点で申請に問題はない旨、説明がありました。</p> <p>つづいて聞き取り調査に移り、代理人から申請地の場所及び面積、申請理由、転用事業計画、被害防除、他に及ぼす影響について、申請書のとおり相違ない旨、確認しました。</p> <p>委員長から、違反転用をしている農地はないかとの質問があり、代理人から、違反転用はないとの回答がありました。</p> <p>申請地は宅地と事業用施設に囲まれた既存集落内の第3種農地で、農地転用許可基準、エー（ア）－b－（a）の「住宅、業務施設等が連たんする区域内の農地」に該当するため、参集委員により協議した結果、調査委員会として問題はない、許可と判断しました。</p> <p>最後に、事務局から教示事項として、転用目的に沿った使用と工事完了報告書の提出の説明を行い、調査を終えました。</p> <p>5ページは、相続税の納税猶予に関する適格者証明願です。1号は坂井輪地区です。</p> <p>はじめに事務局から概要説明を受けました。</p> <p>申請地は西区小新で、市街化区域内の畑1筆、379㎡です。</p> <p>申請地について、4月10日に現地確認を行った結果、現況は農地でした。</p> <p>つづいて聞き取り調査に移り、申請人から聞き取りしました。</p> <p>申請人は、相続以前から申請地を耕作しており、今後も可能な限り農業を継続するとのことです。</p> <p>事務局から、所有農地の一部が耕作放棄地になっていることについて質問があり、申請人から、通作距離が長く、隣接地の農家に農作業委託していたが、7、8年前に耕作できないと断られ、その後、耕作の受け手がなかなか見つからない状態であるとの説明がありました。</p> <p>また、事務局から、定期的に耕起や除草して、荒らさないように管理するよう指導し、申請人がこれを了承しました。</p> <p>事務局から、今後、農業経営の廃止又は、農地の適正管理がされない場合は、納税猶予が打ち切りとなることもあるので、引き続き耕作するよう説明し、調査を終えました。</p> <p>参集委員により協議した結果、引き続き農業経営を行っていくと認</p>
--	---

議 長	<p>められたため、適切な申請であると判断しました。以上です。</p> <p>事務局の説明及び第1地域調査委員長の報告が終わりました。ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>ご質問、ご意見がありませんので、案件審査に入ります。</p> <p>議案第21号、農地法第3条許可申請に関する意見決定について、お諮りします。</p> <p>議案第21号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>議案第21号は異議なしと認め、原案のとおり決定します。</p> <p>次に、議案第17号「農地法第4条許可申請に関する処分決定について」をお諮りします。議案第17号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>議案第17号は異議なしと認め、原案のとおり決定します。</p> <p>続きまして、議案第18号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願の処分決定について」をお諮りします。</p> <p>議案第18号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>議案第18号は異議なしと認め、原案のとおり決定します。</p> <p>続きまして、議案第19号、新潟市農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>6ページ、議案第19号、新潟市農用地利用集積計画の決定についてです。</p> <p>7ページ、新規分の地区別実績表です。</p> <p>利用権設定の賃貸借に関する部分は、両者間による利用権設定と、</p>

	<p>農地中間管理事業による利用権設定を、それぞれ別の実績表としてあります。</p> <p>赤塚地区、契約期間10年のものが3件、田、面積が8,319㎡、坂井輪地区、契約期間10年のものが2件、田、面積が14,125㎡、黒埼地区、契約期間10年のものが5件、田、畑、面積が47,192㎡、以上、新規分利用権設定は10件、面積は69,636㎡です。</p> <p>次に表の右寄りの所有権移転に関する部分は、売買のみで、赤塚地区、売買が2件、畑、面積が1,130㎡、坂井輪地区、売買が1件、田、面積が7,790㎡、黒埼地区、売買が3件、田、面積が4,011㎡、以上、所有権移転、売買の合計は6件、面積が12,9312㎡です。</p> <p>また表の右下の欄が賃貸借と所有権移転との合計となり、合計16件、面積は、82,567㎡となっています。</p> <p>8ページ、更新分の地区別実績表です。</p> <p>黒埼地区、契約期間10年のものが3件、田、畑、面積が22,186㎡、以上、更新分、利用権設定は3件、面積が22,186㎡です。</p> <p>9ページ、合計の地区別実績表です。</p> <p>赤塚地区、合計5件、面積が9,449㎡、坂井輪地区、合計3件、面積が21,915㎡、黒埼地区、合計11件、面積が73,389㎡、総合計は19件、104,753㎡です。</p> <p>10ページ、議案の内訳です。提案文を読み上げます。</p> <p>「議案第19号新潟市農用地利用集積計画の決定について農業経営基盤強化促進法第18条の規定による新潟市農用地利用集積計画の決定について、下記のとおり提案する。</p> <p>令和2年4月30日提出 新潟市西区農業委員会会長 本間雄一」以降、10ページから15ページまでが内訳となります。</p> <p>10ページの1号から11ページ10号までが新規分の利用権設定、12ページの1号から3号までが更新分の利用権設定、13ページの1号から14ページの6号までが売買に関するものです。15ページの1号、2号は利用権の移転に関するものですが、移転に関するものは地区別実績表には含まれておりません。</p> <p>16ページ、中間管理機構関係分の新規分の地区別実績表です。</p> <p>赤塚地区、契約期間10年のものが1件、田、面積が1,024㎡、中野小屋地区、契約期間10年のものが30件、田、畑、面積が</p>
--	---

議 長	<p>83, 840㎡、坂井輪地区、契約期間10年のものが2件、田、面積が21, 120㎡、黒埼地区、契約期間10年のものが5件、田、面積が19, 032㎡、以上、合計38件、面積は125, 016㎡です。</p> <p>17ページ、合計の表です。新規と同じ表ですので、説明は省略します。</p> <p>18ページの1号から25ページの38号までが内訳となります。</p> <p>これは、農地中間管理機構が、農地中間管理事業に伴い農業者から農地を借受けするものです。</p> <p>26ページ、定例総会での承認後に農業委員長から市長あての公告依頼文の案です。公告依頼日は、令和2年5月19日です。</p> <p>以上、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による新潟市農用地利用集積計画に関するものです。</p> <p>いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。</p> <p>ただ今、事務局の説明がありましたが、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>ご質問、ご意見がありませんので、案件審査に入ります。</p> <p>議案第19号、新潟市農用地利用集積計画の決定について、お諮りします。</p> <p>議案第19号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>議案第19号は異議なしと認め、原案のとおり決定します。</p> <p>次に、議案第20号、新潟市西区農業委員会農地移動適正化あっせん基準の一部改正について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>38ページ、議案第20号、新潟市西区農業委員会農地移動適正化あっせん基準の一部改正について、ご説明します。</p> <p>提案文を読み上げます。</p> <p>「新潟市西区農業委員会農地移動適正化あっせん基準を一部改正す</p>

	<p>るため、別紙1のとおり提案する。</p> <p>令和2年4月30日 新潟市西区農業委員会 会長 本間雄一」 改正理由は、「新潟市西区農業委員会農地移動適正化あっせん基準の一部改正について」をご覧ください。</p> <p>国は農地中間管理事業の見直しを行い、農地利用集積円滑化団体を農地バンクへ統合一体化し、併せて農地利用集積円滑化事業を農地バンク事業に統合一体化しました。また経営体育成支援事業は平成30年度で終了しました。</p> <p>これに伴い、国は農地移動適正化あっせん事業実施要領を改正しました。</p> <p>これを受けて、新潟市西区農業委員会農地移動適正化あっせん基準の一部改正を行うものです。</p> <p>改正内容は、「新潟市西区農業委員会農地移動適正化あっせん基準の一部改正新旧対照表(案)」をご覧ください。改正した個所は下線を引いた部分です。</p> <p>第4、農用地等の権利を取得させるべき者の要件では、農地利用集積円滑化団体を農地バンクに統合一体化したことにより、「農地利用集積円滑化団体」を削除し、併せて農業者年金基金の名称から「独立行政法人」を削除します。</p> <p>第5、農用地等権利取得者のあっせん順位では、経営体育成事業の廃止に伴い、「経営体育成支援計画」を削除し、併せて「基盤強化法」を「農業経営基盤強化促進法」に修正します。また第4と同様に、農業者年金基金の名称から「独立行政法人」を削除します。</p> <p>第6、他事業等との関連では、「経営体育成支援事業」を廃止したことにより削除します。</p> <p>なお施行時期は新潟県知事の認定を受けた日です。以上です。</p> <p>ただ今、事務局の説明がありましたが、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>ご質問、ご意見がありませんので、案件審査に入ります。 議案第20号「新潟市西区農業委員会農地移動適正化あっせん基準の一部改正について」をお諮りします。 議案第20号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
議 長	
議 長	

<p>議 長</p>	<p>(異議なし)</p> <p>議案第20号は異議なしと認め、原案のとおり決定します。</p> <p>次に、報告事項に入ります。</p> <p>報告事項、新潟市農用地利用配分計画(案)について、報告事項、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、報告事項、農地法第3条の3の規定による届出書の受理について、報告事項、農地法第4条転用届出に関する受理について、報告事項、農地法第5条転用届出に関する受理について、報告事項、農地の転用事実確認に関する照会書について、一括して、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>27ページ、報告事項、新潟市農用地利用配分計画(案)についてです。</p> <p>この配分計画(案)は、農地中間管理機構から受け手に対する農地の貸付けを行う場合には、法律に基づく手続きが必要で、「新潟市農用地利用配分計画」の県公告が必要であることから、当該報告事項として説明させていただくものです。</p> <p>新規分の地区別実績表です。赤塚地区、契約期間10年のものが1件、田、面積が1,024㎡、中野小屋地区、契約期間10年のものが32件、田、畑、面積が83,840㎡、坂井輪地区、契約期間10年のものが2件、田、面積が21,120㎡、黒埼地区、契約期間10年のものが5件、田、面積が19,032㎡、以上、合計40件、面積は125,016㎡です。</p> <p>次の28ページが合計の地区別実績表ですが、新規と同じ表になりますので、説明は省略します。</p> <p>関係農業者は、29ページの1号から36ページの40号に記載のとおりです。</p> <p>また、37ページの1号から4号までが、中間管理権の移転に関するものですが、移転に関するものは地区別実績表には含まれておりません。</p> <p>なお、県の公告は、令和2年6月30日です。以上です。</p>
<p>事務局</p>	<p>説明者が変わります。3ページをお開き下さい。</p> <p>農地係所管の報告事項を説明する前に、地区別にまとめた総括表をご覧ください。下段の地区別件数表のとおり、全地区合計39件です。</p>

	<p>39ページ、報告事項、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、合計のみ報告します。</p> <p>全地区合計15件、田畑合計43筆、32,297㎡の解約を受理しました。なお、1号、4号から8号、12号、15号が、議案第19号関連案件となっております。</p> <p>39ページから42ページまでが解約の報告となります。</p> <p>43ページ、報告事項、農地法第3条の3の規定による届出書の受理について、合計のみ報告します。</p> <p>全地区合計6件、田畑合計65筆、37,465.52㎡の相続による届出を受理しました。</p> <p>なお、5号、委員会による農地売却等あっせんの希望は、農業委員等関係機関に情報提供を行っております。</p> <p>45ページ、報告事項、農地法第4条転用届出に関する受理について、合計のみ報告します。</p> <p>全地区合計1件、畑合計2筆、255㎡の転用届出を受理しました。</p> <p>46ページ、報告事項、農地法第5条転用届出に関する受理について、合計のみ報告します。</p> <p>全地区合計11件、畑合計16筆、2,982㎡の転用届出を受理しました。</p> <p>49ページ、報告事項、農地の転用事実に関する照会書についてです。新潟地方法務局から照会があったもの5件のうち、転用許可を受けているもの3件、許可を受けていないもの1件、いずれも家屋の建築状況、非農地化した事実及び経過年数を確認し、現地調査の上、非農地として回答しました。なお、3号は、照会農地に対してビニールハウス施設があり、一部農地として回答しました。</p> <p>また、2号は、新潟地方裁判所からの照会です。台帳地目が農地となっておりますが、農地転用許可を受けており非農地として回答しました。競売等において買受適格証明は必要ありません。以上です。</p> <p>ただ今の説明について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>ご質問がないようですので、事務局報告のとおり決定します。</p> <p>それでは、以上で議事として提案した案件について終了しますが、これまでの議事の中で、委員の皆さんから、何かありませんでしょうか</p>
議 長	
議 長	

議 長	<p>か。</p> <p>(なし)</p> <p>続きまして、委員の皆さんから報告事項等はありませんか。</p> <p>(なし)</p>
議 長	<p>事務局から報告事項等はありませんか。</p>
事務局	<p>5・6月の業務日程を説明します。51ページです。</p> <p>はじめに5月の日程です。</p> <p>12日火曜日、午後1時30分から黒埼地区の地区別懇談会と記載してありますが、JA越後中央黒埼支店より新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止の連絡をいただいております。</p> <p>なおJA新潟みらいの坂井輪・内野町・赤塚・中野小屋・西グリーンセンターの各支店等の地区別懇談会等の中止を確認しております。今後、感染拡大の状況を踏まえ、関係者・団体と協議・検討することとしております。</p> <p>次に26日火曜日午後3時から第1地域対策委員会・調査委員会を西区役所3階303会議室で開催します。</p> <p>翌27日水曜日午後3時から第2地域対策委員会・調査委員会を同じく区役所303会議室で開催します。</p> <p>29日金曜日午後3時から5月定例総会を同じく区役所303会議室で開催します。</p> <p>次に5月の締切日です。農地法申請締切日が5月11日月曜日、農業経営基盤強化促進法申出締切日が5月25日月曜日となっています。</p> <p>次に6月の業務日程です。</p> <p>23日火曜日、午後から、新潟県農業会議第128回通常総会が新潟市中央区で開催されます。会長が出席されます。</p> <p>25日木曜日、午後3時から、第1地域対策委員会・調査委員会を西区役所3階303会議室で開催します。</p> <p>翌26日金曜日、午後3時から、第2地域対策委員会・調査委員会を同じく区役所303会議室で開催します。</p> <p>30日火曜日、午後3時から、6月定例総会を同じく区役所</p>

	<p>303会議室で開催します。農業委員の出席をお願いします。 業務日程は以上です。</p> <p>次に資料2、令和3年度 農林関係税制改正に関する要望についてです。</p> <p>例年同様、一般社団法人新潟県農業会議から各農業委員会会長宛に、令和3年度の農林関係税制改正についての要望取りまとめの依頼がありました。</p> <p>資料1をご覧ください。県農業会議からの依頼を受け、本日付で、農業委員の皆さま方に要望の提出をお願いするものです。要望等がありましたら、提出期限の5月の第一地域・第二地域の両対策委員会開催日までに、2枚目の報告様式1によりご提出ください。</p> <p>提出いただいた要望等は、5月29日金曜日開催の5月定例総会において、審議し、承認の後、県農業会議を通じて、全国農業会議所に提出されます。</p> <p>全国農業会議所では全国から集まった税制要望を整理して、組織決定したものを農水省と調整し、自民党税制調査会へ要望していくという流れになっています。</p> <p>要望等がありましたら、ご提出をお願いします。</p> <p>ただ今、事務局から報告等がありましたが、何かお聞きしたいことはありませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(質問、意見なし)</p> <p>ないようですので、以上をもちまして4月の定例総会を閉会します。</p>
--	--

議 長

議 長

議事録に相違ないことを認める。

議 長 本 間 雄 一

署名委員 鈴 木 淳 子

署名委員 丸 山 和 秀